

別表（V）中学校教諭一種免許状（社会）取得希望者の単位修得方法（昼間コース）

令和5年度入学者

○免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目			備考
		授業科目	必修	選択	
日本国憲法	2	憲法・基礎Ⅰ 憲法・基礎Ⅱ	2 2		
体育	2	健康スポーツⅠa 健康スポーツⅠb 健康スポーツⅠc 健康スポーツⅡa 健康スポーツⅡb 健康スポーツⅡc（スキー） 生活と健康		1 1 1 1 1 1 2	健康スポーツから1科目以上選択必修
外国語コミュニケーション	2	英語ⅠA 英語ⅠB	1 1		
数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作	2	情報機器概論	2		

○教育の基礎的理解に関する科目等

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			備考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育制度	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育	1		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	2		
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目		10	道徳教育	2	
総合的な学習の時間の指導法	「総合的な学習の時間」指導法	1				
特別活動の指導法	特別活動論	1				
教育の方法及び技術	教育方法	2			「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を含む。	
生徒指導の理論及び方法	生徒指導	2			「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」を含む	
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	2				
教育実践に関する科目	教育実習	5	事前・事後指導	1		
			教育実習Ⅰ	2		
			教育実習Ⅱ	2		
教職実践演習	2	2			教職実践演習（中・高）	
合計単位		27		28		28単位必修

○教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		単位数	左記に対応する開設授業科目				備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項		授業科目	必修	選択必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	日本史・外国史	日本史 外国史	2 2			
		地理学 (地誌を含む。)	地理学	2			
	「法律学, 政治学」	20 単位	法学	2			※1
			国際法			4	
行政法Ⅰ					4		
民法・基礎Ⅰ					2		
民法・基礎Ⅱ					2		
刑法Ⅰ				4	4		
憲法Ⅱ						4	
行政法Ⅱ					4		
租税法					2		
民法Ⅱ					4		
民法Ⅲ					4		
民法Ⅳ					2		
刑法Ⅱ					2		
国際機構論					2		
商法Ⅰ					4		
商法Ⅱ					4		
商法Ⅲ					4		
知的財産法					4		
労働法			4				
社会保障法			4				
国際経済法			4				
「社会学, 経済学」	20 単位	経済学入門Ⅰ	2			※1 ※1	
		経済学入門Ⅱ	2				
		統計学			4		2
		マクロ経済学			4		
		ミクロ経済学			4		
		経済史					2
		数理統計学					2
		計量経済学					4
		経済学史					4
		日本経済史					4
		外国経済史Ⅰ					4
		国際経済学					2
		公共経済学					4
		労働経済学					4
		産業組織論					4
		金融論					4
		国際金融と世界経済					4
		現代ファイナンス理論					4
国際貿易理論				2			
国際マクロ経済学				4			
統計演習				2			
「哲学, 倫理学, 宗教学」	20 単位	哲学		2		} 3科目から2科目選択必修	
		倫理学		2			
		宗教学		2			
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	8 単位	8 単位	社会科教育法Ⅰ 社会科教育法Ⅱ 社会科・公民科教育法Ⅰ 社会科・公民科教育法Ⅱ	2 2 2 2			
要修得単位		28		20	8		

○大学が独自に設定する科目

免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目			備考
	授業科目	単位数		
		必修	選択	
大学が独自に設定する科目	「教育の基礎的理解に関する科目等」 「教科及び教科の指導法に関する科目」 参照	4	4	最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」について、併せて <u>4単位以上</u> を修得すること。

備考:

- 「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、免許法施行規則に定める最低修得単位数 (27 単位) を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位に含める。
- 「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「憲法Ⅱ」, 「マクロ経済学」, 「ミクロ経済学」は、いずれか1科目 (4 単位) を選択必修とする (※1)。
- 「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち 28 単位を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位に含める。
- 「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、別表 (Ⅰ) ~ (Ⅵ) において重複して開設している授業科目については、それぞれの表において併用できる。
- 「免許法施行規則第 66 条の 6 に基づき本学が開設する科目」 (※「情報機器概論」を除く) 及び「教科及び教科の指導法に関する科目」 (※日本史, 外国史, 地理学, 「社会科教育法Ⅰ・Ⅱ」, 「社会科・公民科教育法Ⅰ・Ⅱ」を除く) は、それぞれ所属する学科の卒業所要単位と併用できる。
- 特別支援学校 (盲学校, 聾学校及び養護学校) 並びに社会福祉施設等において、「介護等体験」を行わなければならない。